

平成28年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 平成28年 5月23日 (月)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 4 時00分
4. 閉議時刻 午後 5 時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者： 5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

1件

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

## 9. 会議の概要

四方田議長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより平成28年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に3番、吉岡徳夫 委員、4番 大村 茂 委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

3番 吉岡 徳夫 委員

4番 大村 茂 委員 委員をお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

第1号について審議します。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋 清勝 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

高橋推進委員

それでは説明いたします。

5月13日事務局と農業委員の高橋さんと現地を見てまいりました。恐れ入りますが、議案書2ページの案内図をご覧ください。

図のとおり〇〇田んぼの反対側に入り〇〇〇に抜ける道ですが、〇〇〇を渡って、100メートルぐらい行ったところです。

道路から大体30メートルぐらい入ったところに位置する農地でございます。

農地の状況ですが、作付けさせている作物はありませんでしたが、草等は無くしっかり保全管理してありました。

続いて、3ページの公図の写しをご覧ください。

所有権移転の申請ですが、公図の写しのとおり、周りには農地や山林がありますが、原状の農地を農地として利用するのであれば、影響は無く、問題は無いと見てまいりました。以上で説明を終わります。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の高橋 健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

高橋委員

はい、ただ今の高橋推進委員の説明どおりでございますが、私も現地を見させていただきまして、機械耕耘等をすれば十分農地として活用できると見てまいりました。以上です

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対し **可否** を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請に対し **可否** の採決をいたします。皆野町農業委員会会議規則第12条に採決の方法として、採決は起立又は挙手によるとあります。

本件の申請内容を **可** とする委員は起立をお願いします。

(起立委員多数)

四方田議長

起立委員が多数と認めます。

これにより本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。



本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対し 可否 を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請に対し 可否 の採決をいたします。  
本件の申請内容を 可 とする委員は起立をお願いします。

(起立委員多数)

四方田議長

起立委員が多数と認めます。

これにより本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

第1号について審議します。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋 清勝 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

高橋推進委員

はい。それでは説明いたします。

5月13日に事務局と農業委員の高橋さんと私の3人で申請地の状況を確認してきましたので報告します。

申請地は、議案書の8ページの案内図にあるとおり。日野沢の○○○○を500メートルぐらい進んだところの左側に丸で囲まれています。申請者の自宅があります。

申請者の自宅を少し進むと、右へ上がる道があり、坂道を上がって先に見えるのが申請地です。議案書に添付してある現況写真のとおり、申請地には樹木が生え、山林化しておりました。以上報告します。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の高橋 健一委員も農地の状況確認に同

行されていると思いますが、補足することはございますか。

高橋委員

高橋推進委員の説明のとおりです。特にありません。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

山口委員

ちょっと一点よろしいですか。

四方田議長

はい。山口委員。

山口委員

はい。公図の写しを見ますと、畑が一つありますよね。  
申請地が山林になった場合、この畑への影響はどうでしょう。  
申請者のものなら問題ないと思いますが。

四方田議長

公図の〇〇〇〇番の畑ですね。

事務局

追認申請ですので、現地の状況は前から同じ状態だったと考えられます。周りも山に囲まれているようですし、万が一ここで、野菜等の耕作をしていた場合日陰になってしまい耕作できない状態です。

高橋推進委員

確か、獣よけの柵が設置された栗畑だったと思います。

四方田議長

分かりました。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを **可** とする委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上で審議いただく議案はすべて終了しました。ありがとうございました。